

小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホーム事業者（いずれも介護予防を含む。）が提供するサービスの外部評価に係るガイドラインについて

1 概要

従前、認知症高齢者グループホームに義務付けられていた介護サービスの外部評価等について、平成18年4月から新たに小規模多機能型居宅介護事業所にも義務付けられ、併せて、評価項目について両サービス共通の評価項目に見直しがなされました。

この度、新たな評価項目に係るガイドラインが作成されましたので、お知らせします。

本府では当ガイドラインに基づき、外部評価を実施することとしていますので、確実に受けていただきますようよろしくお願いいたします。

2 今後の取扱い

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所について  
当ガイドラインにより実施願います。

(2) 認知症高齢者グループホームについて

今年度においては従前の評価項目により外部評価を行うこととし、次年度以降、当ガイドラインにより実施願います。

3 その他

認知症高齢者グループホームと併せ、介護予防認知症高齢者グループホームの指定を受けておられる事業者にあっては、認知症高齢者グループホームに係る外部評価のみで構いません。小規模多機能型についても同様です。

お問合せ先

指定を受けた市町村の介護保険担当課

又は京都府介護保険事業室（075-414-4672）